

市民交流センターおあしす・市立図書館公衆無線 LAN
利用規約

(目的)

第1条 この利用規約は、施設利用者に対する利便性の向上を図るため、吉川市(以下「市」という。)が提供する無料の公衆無線 LAN サービス(以下「本サービス」という。)の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用者)

第2条 市は、この利用規約に同意した者または組織(以下「利用者」という。)に対し、本サービスを提供するものとする。

(利用時間)

第3条 本サービスを利用することができる時間は、市民交流センターおあしすまたは市立図書館の開館時間内に限るものとする。ただし、市が必要と認めた場合はこの限りではない。

(利用料)

第4条 本サービスに係る利用料は無料とする。

(禁止事項)

第5条 利用者は、本サービスの利用において次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 公序良俗に反する行為、犯罪行為、迷惑行為、誹謗中傷行為若しくは権利侵害行為またはこれらに結びつく恐れのある行為
- (2) 申請許可を得た施設以外の場所での、スピーカー(イヤホン・ヘッドホンは除く)及びマイク機能を使用した行為
- (3) 大量なデータをダウンロードまたはアップロードする行為
- (4) 申請許可を得ずに電源コンセントを使用する行為

(本サービスの中止または制限)

第6条 市は、次に掲げる場合、利用者に通知することなく本サービスを中止することができる。

- (1) 本サービスの保守または修繕を行う場合
- (2) 本サービスのシステムに係る設備障害、ネットワーク障害またはその他やむを得ない事由がある場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市が運用上、一時的な中止が必要であると判断した場合

2 市は、フィルタリング機能により、有害なインターネットへの接続を制限するものとする。

(免責)

第7条 本サービスの利用、不具合、障害または中止などにより、利用者または第三者が被ったいかなるトラブルまたは損害などについて、市は一切の責任を負わない。

2 コンピューターウイルス感染または不正アクセスなどについて、市は一

切の責任を負わない。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由にかかわらず、当該利用者が費用を負担するものとする。

(損害賠償)

第8条 利用者が本利用規約に違反し市が損害を被った場合、その損害を利用者は負担するものとする。

(遵守事項)

第9条 利用者は、本サービスの利用にあたって、本利用規約に加え、関連する法律、政令、省令、条例、規則及び命令などを遵守するものとする。

2 利用者は、自己の責任においてセキュリティの確保に努めるものとする。

(本利用規約の変更)

第10条 市は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者の承諾を得ることなく本利用規約を変更できるものとする。

(1) 利用者の利益になる場合。

(2) 本利用規約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性または変更に係る事情に照らして合理的なものである場合。

2 本利用規約を変更した場合は、市は速やかにホームページなどにより公表するものとする。

附 則

この利用規約は、令和3年2月22日から施行する。